

保護者の皆様

令和5年5月2日
小郡市教育委員会

5類感染症へ移行後の新型コロナウイルス感染症の対応のお願い

保護者の皆様におかれましては、これまで子ども達を感染から守るための学校の取組にご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日より感染症法上の位置付けで5類感染症へ変更されることに伴い、文部科学省の通知に基づき移行後の小郡市における小中学校での感染症対策を下記のとおりとします。引き続き子ども達の安全・安心を守るためご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

■ マスク着用について

- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒等もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないよう、また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。

■ 基本的な感染症対策の継続

- ・ 各教室・職員室等の換気、手洗い、朝の健康観察など感染症対策を十分に行った上で、教育活動を継続します。
※5類感染症へ移行に伴い児童生徒の朝の体温の学校への報告、及び学校での手指消毒は、今後不要とします。
- ・ 児童生徒本人に発熱等の風邪の症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合は、学校を休ませていただくようお願いいたします。なお、症状がある場合は病院を受診してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止とします。
- ・ 学級内で複数の児童生徒間感染が確認された場合は学級閉鎖等の措置を行います。

■ 給食など食事の場面での日常的な衛生管理

- ・ 給食など食事の場面では、引き続き、適切な換気の実施、及び食事前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、大声での会話を控える等、飛沫を飛ばさないように注意します。

※今後、感染が再び流行した場合は、上記の対応について見直した上で改めてお知らせいたします。